

にて庄屋なり。此の先祖は、昔元暦の頃、平大納言時忠卿此國へ配流有て、其嫡子時國といへる人の子孫の由。中頃まで此所を太刀村・晦日村といひ、不殘田地せし也。今の下時國村田地を分ちて、藤左衛門といへるを願ひて、御當代也、出いへせしより、下時國とて私領になりし也。右馬助家に色々什寶あり。畠山殿時代書物等多く持傳へり。今も上時國不殘公領にて、右馬助高の内にて、一村下百姓の家來分也。」と記する。

**トキクニガハ** 時國川 鳳至郡野川の川尻が南時國・西時國を流れて海に入る所をいふ。正保の書上に、『時國川幅三十間、深四尺、夏は歩渡、冬は舟渡。』とある。

**トギコウ** 富來港 羽咋郡の海岸、西は子崎の突端より、北は酒見河口を經、東は富來河口に至る間、五軒に亘る廣大の港灣で、南方及び西南方に開散する。港内水深く、海底泥砂を以て蔽はれ、暗礁の危険なく、投錨も亦安全である。一に之を松之下灣といふは、風戸の懸り淵を松之下といふたのが、近時廣義に用ひられるやうになつたのである。

**トギゴウ** 富來郷 藩末以降羽咋郡を四大分するに用ひた藩政以後の俗稱の一つで、福浦豊後名附近から、北方鳳至郡境に至る間の六十七村をいうた。

**トギサイトウジ** 富木齋藤次 正平十七年(康安二)五月廿八日足利義詮の判書に、去十六日富來院木尾嶽合戦に富來齋藤次已下を討捕つたことが見える。齋藤次は官方の士で、羽咋郡富來の人であらう。

**トギシチカ** 富來七ヶ 羽咋郡に屬する。大永六年十月一宮社務職年貢米錢納帳壹貫百

文富來村七ヶとある。その七箇が何れの村々であるかは明らかでない。

**トギシチカゴウ** 富來七ヶ郷 羽咋郡富來八幡宮傳記に、それが七ヶ郷の産神たることを記して、七ヶ郷とは熊野郷・富木郷・稗作郷・鉾打郷・藤掛郷・東方郷・西方郷であるとす。しかし東方・西方二郷の存在の如きは頗る訝しい。

**トギジヨウ** 富木城 羽咋郡富木院八幡領にあつて、一に岡野城ともいふのは岡野某が居たと傳へるからである。天正五年三月上杉謙信はその臣藍浦長門をこゝに置いたが、五月豊田彈正が改めて長門を自丹せしめた。同八年織田信長の福富行清を置いたのもこれである。

**トキタタアツ** 嶋田忠厚 通稱喜内、字は敬夫、魯齋と號した。武藏の人。前田治脩治世の初、明和八年七月江戸住の儒者となし、祿二百石を賜うた。忠厚經史に博通し、天明三年旨を奉じて、仲尼始誅講義・孔子始誅辨談・直不直辨・老莊列釋大意・節儉生財辨・學校講堂圖引等を上り、又餘技として鐵筆を能くし、曾て間諺從言を著した。寛政五年七月歿。子孫その後を繼ぐものはなかつた。

**トギトシユキ** 富來俊行 通稱彦十郎。正平元年(貞和二)五月得江九郎頼貞の軍忠狀に、今年三月六日俊行は越中の土井上宮内權少輔俊清等と共に能登に侵入して、羽咋郡富來院木尾嶽城に籠つたが、吉見掃部助氏頼の軍が五月四日之を攻落したとあり、又正平六年(觀應二)正月得江石王丸代長野彦五郎季光の軍忠狀には、去年十一月三日俊行は井上布袋丸と共に富來院から打出で、鹿島郡花見槻

に寄せて來たのを迎へ撃ち、四日飯田(羽咋郡飯山歟)から越中に追うたとある。富來俊行はもと羽咋郡富來の産であらう。

**トキナガ** 時長 珠洲郡木郎郷に屬する部落。元祿十四年の郷村名義抄に、『此處之百姓藤四郎と申香の家名を時長と申候。依之村名に罷成候由申傳候。』とある。

**トギナウラ** 富來七浦 能登名跡志に、『富木(羽咋郡)の西の方濱手は藤懸の郷とて、赤崎・千浦・風戸・風無・小窪・笹波・前濱とてあり。是を富木七浦といふ。此離傳ひ風景にして、松之下といふ所は船の懸間あり。犬戻り・駒返しなどして面白き所あり。又尼崎と云あり。此所自然と蕪菜多く生ずる也。又昔義經の辨慶に虜をとらせられし所とて、風景あり。』と記する。こゝに富木七浦とあるは西浦七浦を取違つたものであらう。

**トギハチマングウテンキ** 富來八幡宮傳記一冊。羽咋郡八幡村八幡宮の縁起である。巻尾に、『元祿十七甲申曆孟春吉辰神主曾原讀岐守吉直謹誌』と記される。

**トギハチマンジンジャ** 富來八幡神社 羽咋郡八幡に鎮座する。式内等舊社記に、『富來八幡神社。富來郷八幡鎮座。一郷之惣社也。』能登名跡志に、『富木の産土神は、八町許脇八幡村の八幡とて、神主曾原氏也。むかしは兩部習合七堂伽藍の大社にて、社僧多くありし。其筋目の者、今も百姓に象滿坊・常住坊など稱し、其外八幡座主村・舞大夫田坪とてあり。今も富木院内廿八ヶ村の氏神にて、祭禮毎年八月朔日は神輿御幸あり。昔鎌倉鶴岡より告ありて、八月朔日に此嶺へ寄り給ふといへり。今その濱を八幡濱といひて歌仙貝寄るなり。』

など、見える。

**トギハツケイ** 富來八景 羽咋郡富來附近の八勝を數へたもので、小釜夜雨・機具岩晴嵐・古城秋月・小田落雁・荒木夕照・岩屋暮雪・龍護寺晚鐘・松下歸帆をいふ。また或は機具岩晴嵐を富來晴嵐とし、岩屋暮雪を金龍山暮雪とし、古城秋月を城峰秋月とするものもある。

**トギミクリ** 富來御廚 羽咋郡にあつた。神鳳鈔に、二宮能登國富來御廚湯浦とある。二宮とあるは内宮・外宮の意であるが、湯浦といふのは判らない。

**トギヤマチ** 利屋町 トシヤ マチ 河北郡井上庄に屬する部落。  
**トギリスゴエ** 土岐里須越 鳳至郡空熊から貝吹に至る間の峠。  
**トキワリホウ** 時割法 (一)十三割一加賀藩の時鐘を以て報じた時刻の割り方は、素より全國一般の法に倣うたので、晝間と夜間とを各六時辰に劃し、別に晝前と昏前とに各餘時を置いたものであつた。故に晝と昏との間を十三分する時は、その毎二は晝の一時辰となり、殘餘の一時辰の餘時となる。之と同じく昏と晝との間を十三分すれば、その毎二は夜の一時辰となり、殘餘の一時辰の餘時となる。時辰割は、太陽の出入による晝夜の長さを基礎とするのではない。冬至に於ける晝の一時辰と夜の一時辰とを等長の時間に定め、その後夏至に至るまでは漸次晝の一時辰を長くして、夜の一時辰を短くする。之に反して夏至より冬至に至るまでは、漸次晝の一時辰を短くし、夜の一時辰を長くする。しかもその長短は日々之を變ずることを得ぬが故